**競争入札参加資格確認申請書**

　令和７年（２０２５年）　月　　日

　熊　本　市　長　（宛）

住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名

令和７年５月２７日付けで公告のありました熊本市役所本庁舎等電話設備通話録音装置等賃貸借に係る入札に参加する資格について、その有無を確認されるよう、下記の書類を添えて申請します。

記

１　競争入札参加資格審査調書（様式第２号）

２　入札参加者の同種業務の実績（様式第３号）並びに同種業務の実績を証する契約書の写し及び図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等

**競争入札参加資格審査調書**

１　件名

熊本市役所本庁舎等電話設備通話録音装置等賃貸借

２　競争入札参加資格要件

次の(1)～(10)に掲げる条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、この書類を提出した以後に(1)から(10)に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

(1)　熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成２０年告示第７３１号）第５条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。（さらに、業種として、第１分類「リース・レンタル」・第２分類「OA機器類」業務での登録をしていること。）

(2)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

(3)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(4)　熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成１８年告示第１０５号）第３条第１号の規定に該当しないこと。

(5)　熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成２１年告示第１９９号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(6)　消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

(7)　業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(8)　過去３年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

(9)　本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。

本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)及び(8)の要件を全て満たす者であること。

(10)　令和２年度（２０２０年度）以降に電話交換機設備の導入（内線電話接続数１００台以上）及び運用の賃貸借契約を締結し、履行中もしくは履行完了した実績があること。

**【事業協同組合として入札に参加する場合のみ記入】**

|  |  |
| --- | --- |
| 業務を担当する組合員名  　※　業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載しても良いこととする。この場合には、うち１組合員でも(5)及び(8)に規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。 |  |

令和７年（２０２５年）　　月　　日

申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

【連絡担当部署】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部署名 |  | 担当者名 |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ |  |
| 電子メール |  | | |

**入札参加者の同種業務の実績**

商号又は名称

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 発注機関名 | 契約期間 | 業務名・業務概要 | 契約金額 |
| １ |  | ～ | 【業務名】 |  |
| 【業務概要（規模・内容や技術的特徴について）】 |
| ２ |  | ～ | 【業務名】 |  |
| 【業務概要（規模・内容や技術的特徴について）】 |
| ３ |  | ～ | 【業務名】 |  |
| 【業務概要（規模・内容や技術的特徴について）】 |

(注１)　令和２年度以降に履行が完了又は履行中の、電話交換機設備の導入（内線電話機接続台数１００台以上）及び賃貸借契約に関して代表的なものを３件まで記載し（１件で足りる。）、契約書の写しを添付すること（必須）。なお、これだけでは電話交換機設備の賃貸借及び内線台数の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

添付されていない場合、提出された書類では同種業務の実績を有することが判断できない場合は、その実績を有しているとは認めない。

(注２)　発注機関名は具体的に記入すること（例：○○県○○市）。なお、国等の出先機関の場合はその出先機関等の名称等を記入のこと